

川崎港を利用される中小事業者様へ

2024年度 川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度

のご案内

国際コンテナ戦略港湾である川崎港では、川崎港を起点とした海上コンテナ輸送の活性化を目的として、2011年度からコンテナ貨物に対する補助制度を実施して、貨物の集荷促進を図っております。

このうち、市内中小事業者様向けに2017年度から運用を始めました「川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度」についてご案内いたします。ぜひ、本制度を活用いただき、川崎港をご利用ください。

補助金額

1TEUにつき **5万円**（上限**60万円**）

申請受付期間

2024年5月1日～2025年2月28日

※補助金交付予定額の合計が、2024年度の予算額に達した場合は、受付を終了します（市HPでお知らせします）

補助対象者

川崎市内に本社又は本店を置き、中小企業基本法第2条に規定する事業者

補助対象貨物

2024年4月1日～2025年3月31日の間に、船舶（はしけを含む）により川崎港において輸出、輸入、移出又は移入された海上コンテナ貨物

※実入りコンテナのみ ※陸上輸送のみのコンテナは対象外

お問い合わせはこちらまで

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課 TEL 044-200-3628

メール 58keiki@city.kawasaki.jp

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 16階

HP



川崎港 コンテナ補助



補助金の申請から交付まで

事業者様

①補助金交付申請

申請書類一式を提出（第1号様式）
補助金交付決申請書／事業計画書／会社概要／誓約書

⑤受領

コンテナ貨物補助事業審査委員会での審査後に「補助金交付決定通知書」を送付

⑥定期報告

原則毎月末までに、前月分の実績を証明書類（B/L及び許可書の写し等）を添えて報告

※ 事業計画の変更や、補助金額の変更を伴う補助対象貨物量の「1TEU以上の増加」又は「20%以上の減少」が見込まれる場合は、「補助金交付変更決定申請書」（第6号様式）を提出

⑧実績報告

当該年度の事業終了時に、補助金交付決定事業実績報告書（第3号様式）を提出
（事業開始日から3月31日までの実績）

⑫受領

コンテナ貨物補助事業審査委員会での審査後に「補助金額確定通知書」を送付

⑬請求

請求書（第5号様式）を提出

⑮補助金受領

口座振込み

川崎市

②受付

③審査

④補助金交付決定

⑦確認

⑨受付

⑩審査

⑪補助金額確定

⑭補助金交付